

<不法投棄物等回収専用ごみ袋の運用について>

1 不法投棄物等回収専用ごみ袋とは

不法投棄物等回収専用ごみ袋（以下「専用ごみ袋」という。）とは、地域の清掃活動による不法投棄物等の回収を行う場合やごみ集積場における排出者不明の違反ごみを処理する場合に使用してもらうごみ袋。

2 使用対象者

- 住民自治協議会や自治会等
- ボランティア活動団体等

3 使用の範囲

①対象と認められるもの

- 道路や公園など公共の場を、地域の住民が奉仕活動で行った清掃により回収した不法投棄物等のごみ。
- 地域のごみ集積場に、指定ごみ袋以外で排出されたものや分別されていないもの、不法投棄されたものなどの違反ごみで、排出者が特定できない場合のごみ。

②対象と認められないもの

- 地域のイベントや祭りで出されるごみ。
- 私有地内の清掃等により出されるごみ。

4 専用ごみ袋の交付手続き

- 住民自治協議会長、若しくは区長または自治会長から、用途ごとに別紙申請書に必要事項を記入し、廃棄物対策課へ提出。
- 申請書に記載の枚数を、支所または市民センターを通じて交付。
- 交付は、10枚単位を基本とする。
- 専用ごみ袋の交付を受けて排出する場合は、処理手数料減免申請書の提出は不要とします。

5 専用ごみ袋の排出方法

- 専用ごみ袋の氏名欄には、ごみ袋の交付を受けた団体名を記入する。
- 通常のごみと同様に、それぞれ分別し、専用ごみ袋へ入れる。
- 申請書に記載した指定の場所(地区市民センターや公民館の駐車場などを想定)へ集約し廃棄物対策課で回収する(土日祝日除く)。または、下記処理施設へ持ち込む。
 - ◆上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田支所管内
「さくらリサイクルセンター」
 - ◆青山支所管内
「伊賀南部クリーンセンター」

【使用上の注意】

*必ず分別する。

• ペットボトル・缶類は中身を空にする。

• スプレー缶は必ずガスを抜く。

(ガスを抜く際は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で行ってください。)

* 地域の集積場へは排出しない。

* 一般の家庭ごみの排出に使用しない。

* 上記「3 使用の範囲」以外の目的に使用しない。